

新潟県立精神医療センター警備業務委託契約書（案）

委託者 新潟県立精神医療センター（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、新潟県立精神医療センターの警備業務に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し新潟県立精神医療センターの施設及び当該敷地内に付属する物件（以下「施設」という。）の昼夜間における火災、盗難並びに不良行為その他を予防し、かつ、安全を確保するための警備業務（以下「業務」という。）を委託する。

（業務内容）

第2条 前条に規定する業務の内容は、別に定める警備業務委託仕様書によるものとする。
（委託期間）

第3条 この委託契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、この契約に基づく委託料として年額金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を乙に支払うものとする。
支払区分表は別紙のとおり。

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料の額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、新潟県病院局財務規程に定めるところにより、毎月、前月分の委託料の請求書を別に定める区分に従い甲に提出し、甲は、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（契約業務の再委託）

第6条 乙は、乙は、業務を第三者（以下「再委託先」という。）に対し、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務に違反した時は、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

（警備業務の権限等）

第7条 業務を遂行するために必要な権限は、甲が乙に付与し、警備に関する運営及び指揮の権限は、乙が有する。

（施設等の無償使用）

第8条 甲は、乙に対しこの契約の履行に必要な施設（光熱水費を含む）を無償で使用させるものとする。ただし、乙は、管理及び光熱水費については適正かつ経済的に使用する

るものとする。

(業務の中止)

第9条 乙は、乙の責めによる以外の理由によって警備業務を提供することができなくなった場合は、甲の承諾を得て当該理由の止むまで警備内容を変更し、又は業務を中止することができる。

(実施調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは業務の実施状況について随時実地に調査し、乙の提供する警備について所要の報告もしくは資料を提出させ、又は指示することができる。

(業務の労務管理)

第11条 乙は、病院管理に関する諸規程を遵守するとともに、業務員の服務、規律維持に関して一切の責めを負うものとする。

2 乙は、契約の履行について、必要な業務員を確保し業務に支障をきたさないようにするとともに、業務員の労務管理及び衛生管理については、十分な注意を払わなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(2) 正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、乙は、解除予定日の1か月前までに申し出なければならない。

(3) 乙が正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

(4) 甲の委託方針が変更されたとき。

(5) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

4 甲は、前項第1号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

5 甲は、前各項の規定により契約を解除したことにより生じた一切の損害について、損害賠償の責めを負わないものとする。

第13条 甲は前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出

訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行なった場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 乙が、除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したと認めるとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第4号から第8号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

第14条 乙は、甲の責めに帰すべき理由によってこの契約を継続することができないとき

は、この契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、あらかじめの書面による甲の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(履行状況の報告)

第 17 条 乙は、契約の履行状況について、業務提供条件に基づき遅滞なく日誌を作成して毎日勤務終了後甲に報告しなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則並びに新潟県病院局財務規程に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項によるほか、乙の故意または過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

4 前各号の賠償限度額は対人、対物合算して 1 事故につき 10 億円を限度とする。

5 業務の実施中に生じた乙の損害は、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(疑義等の決定)

第 19 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

長岡市寿 2 丁目 4 番 1 号
甲 新潟県立精神医療センター
院長 細木 俊宏

乙

令和8年度警備業務委託支払区分

区分	業務料(円)	消費税(円)	委託料(円)	備考
令和8年4月				
令和8年5月				
令和8年6月				
令和8年7月				
令和8年8月				
令和8年9月				
令和8年10月				
令和8年11月				
令和8年12月				
令和9年1月				
令和9年2月				
令和9年3月				
計				